



「経営者保証に関するガイドライン」の活用 に係る参考事例集

金融庁
平成29年4月改訂版



【はじめに】

『「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関する参考事例集』については、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組事例を収集し、当局において取りまとめ、平成26年6月に公表しました。また、同年12月、平成27年7月及び12月には、取組事例を追加した改訂版を公表しました。

この度、金融機関等における取組事例を更に追加的に収集しましたので、改訂版を公表します。

これにより、金融機関等において「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用が促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくこと、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考としていただくこと、さらには、その他の経営支援の担い手の方々にとっても経営支援等の一助にさせていただくことを期待しています。

なお、本事例集は、各金融機関から提出を受けた資料により作成しており、文中等における取組みに対する評価等については、当該資料を作成した各金融機関における見解であり、当庁の見解を表したものではありません。

< 目 次 >

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

- | | | | |
|---|------|------|---|
| 1. 事業計画の実現可能性等を考慮して経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 1 |
| 2. 経営管理の強化に取り組んでいる取引先に対して経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 2 |
| 3. 他の金融機関と協調して経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 3 |
| 4. 今後の事業承継を考慮して経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 4 |
| 5. 海外進出企業に対して経営者保証を求めなかった事例 | 信用金庫 | ・・・P | 5 |
| 6. ガイドラインの適用可能性について集中的に検討し対応した事例 | 信用組合 | ・・・P | 6 |
| 7. 適時適切な情報開示が実現したため経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 7 |

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

- | | | | |
|---|------|------|----|
| 8. 牽制機能の発揮に課題が残っているが、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 8 |
| 9. 保全不足ではあるが、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 9 |
| 10. 債務超過ではあるが、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 10 |
| 追加 11. 創業資金について、法人・個人の資産の分離が不十分であるが、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 11 |

運転資金への短期融資に係る事例

- | | | | |
|--|------|------|----|
| 12. ABL等の代替手法も検討したが、結果として、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 12 |
| 追加 13. 短期継続融資について、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P | 13 |

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

- | | | |
|--|------|---------|
| 14. 在庫の特性を踏まえABLを活用して経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 14 |
| 15. 再生手続中の法人に対し経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 15 |
| 16. 適切に在庫管理を行っている取引先に対し経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 16 |
| 17. 売掛債権を担保として増加運転資金に対応することで経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 17 |

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

- | | | |
|--|--------------|---------|
| 18. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例 | 主要行 | ・・・P 18 |
| 19. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例(1) | 地域銀行 | ・・・P 19 |
| 20. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例(2) | 地域銀行 | ・・・P 20 |
| 21. 他行にノウハウの提供を行い、協調して停止条件付保証契約を活用した事例 | その他の
金融機関 | ・・・P 21 |

【参考】 停止条件付保証契約の特約条項の例 ・・・P 22

II. 適切な保証金額の設定に関する事例

- | | | |
|--|------|---------|
| 22. 預金担保による保全状況等を考慮して保証金額を設定した事例 | 地域銀行 | ・・・P 23 |
| 23. 不動産担保による保全状況等を考慮して保証金額を減額した事例(1) | 地域銀行 | ・・・P 24 |
| 24. 不動産担保による保全状況等を考慮して保証金額を減額した事例(2) | 信用金庫 | ・・・P 25 |
| 追加 25. 保証金額を融資額の一定割合に限定することを原則とした事例 | 信用組合 | ・・・P 26 |

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

- | | | |
|--|------|---------|
| 26. 事業承継に際し、元社長の保証を解除した事例 | 地域銀行 | ・・・P 27 |
| 27. 当社との関係がなくなった前経営者の保証を解除した事例 | 信用金庫 | ・・・P 28 |
| 28. 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例(1) | 地域銀行 | ・・・P 29 |
| 29. 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例(2) | 地域銀行 | ・・・P 30 |
| 30. ガイドラインに基づき制度融資の保証人に関する要件の見直しが行われた事例 | 地域銀行 | ・・・P 31 |
| 31. 会長の保証契約の解除と社長の保証金額の減額を同時に行った事例 | 信用金庫 | ・・・P 32 |

その他

- | | | |
|----------------------------------|------|---------|
| 32. 保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例(1) | 地域銀行 | ・・・P 33 |
| 33. 保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例(2) | 信用金庫 | ・・・P 34 |
| 34. 他の金融機関と協調して経営者保証を解除した事例 | 地域銀行 | ・・・P 35 |

Ⅳ. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

- | | | |
|------------------------------------|------|---------|
| 35. 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例(1) | 地域銀行 | ・・・P 36 |
| 36. 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例(2) | 地域銀行 | ・・・P 38 |
| 37. 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例(3) | 地域銀行 | ・・・P 39 |
| 38. 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例(4) | 地域銀行 | ・・・P 40 |

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

- | | | | |
|-----|-----------------------------------|------|---------|
| 39. | 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例(5) | 地域銀行 | ・・・P 41 |
| 40. | 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例(6) | 地域銀行 | ・・・P 42 |
| 41. | 中小企業再生支援協議会及び特定調停を活用して保証債務を整理した事例 | 地域銀行 | ・・・P 43 |

特定調停を活用した事例

- | | | | |
|---------------|-------------------------|--------------|---------|
| 42. | 特定調停を活用して保証債務を整理した事例(1) | 地域銀行 | ・・・P 44 |
| 43. | 特定調停を活用して保証債務を整理した事例(2) | その他の
金融機関 | ・・・P 45 |
| 追加 44. | 特定調停を活用して保証債務を整理した事例(3) | 地域銀行 | ・・・P 46 |

REVICを活用した事例

- | | | | |
|---------------|---------------------------------|--------------|---------|
| 45. | REVICを活用して保証債務を整理した事例 | 地域銀行 | ・・・P 47 |
| 46. | REVICの特定支援業務を活用して保証債務を整理した事例(1) | その他の
金融機関 | ・・・P 48 |
| 47. | REVICの特定支援業務を活用して保証債務を整理した事例(2) | 地域銀行 | ・・・P 49 |
| 48. | REVICの特定支援業務を活用して保証債務を整理した事例(3) | 信用金庫 | ・・・P 50 |
| 追加 49. | REVICの特定支援業務を活用して保証債務を整理した事例(4) | 信用金庫 | ・・・P 51 |

その他

- | | | | |
|-----|----------------------------|------|---------|
| 50. | 事業再生ADRを活用して保証債務を整理した事例 | 地域銀行 | ・・・P 52 |
| 51. | 主債務の民事再生手続の終結後に保証債務を整理した事例 | 地域銀行 | ・・・P 53 |

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例 1. 事業計画の実現可能性等を考慮して経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、宿泊業者であり、当行の主力取引先である。
- ・ 今般、新事業計画に基づき 10 億円の運転資金の申込みがあり、当行より「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいので是非検討してほしいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当行において、保証を求めない可能性について検討したところ、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うことになった。
 - ① 当社から提出を受けた事業計画の実現可能性が高く、また、事業計画の達成には当行の支援が必要不可欠であること
 - ② 計算書類の作成に当たっては公認会計士による監査を受け、取締役会の適切な牽制機能発揮のため、親族以外の第三者から選任された取締役が取締役会に出席するなど、法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること
 - ③ 毎月月初に自発的に前月の営業実績、資金繰り表、銀行取引状況表等を持参して経営状況の報告を行うとともに、公認会計士による適切な決算資料の作成を行うなど、情報開示に積極的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること
- ・ 申込みがあった 10 億円のうち、8 億円を無担保のプロパー融資で実行し、2 億円を有担保の信用保証（「経営者保証ガイドライン 対応保証」）付融資で実行した。なお、信用保証付融資の担保は、当行の既存融資に対して設定していた担保を当該融資に優先適用するものとしたものであり、当社からの追加提供ではない。
- ・ 本件融資が、当社の事業計画の達成に向けた当行の支援の強化に繋がることが期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例2. 経営管理の強化に取り組んでいる取引先に対して経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、建設工事及び建材卸売業を営んでおり、建材卸売部門では大手メーカーや商社等と代理店・特約店契約を結んでおり、多種多様な商品（内外装タイル、ユニットバス、耐火壁、エレベーター等）を取り扱っている。
- ・震災復興関連工事の受注の増加により増収基調が続いており、内部留保も厚く堅固な財務内容を維持している。
- ・当行は、メイン行ではないものの、増加する震災復興関連工事に伴う資金需要に対応してきたところ、当社から短期資金の借入の相談があった。
- ・また、借入の相談の際に、当行本部から送付されたガイドラインのパンフレットを見た経営者から、経営者保証を求めない融資の相談を受けたことから、ガイドラインの内容を改めて説明するとともに、当社から提出のあった直近の試算表や工事概況調等を勘案しつつ、ガイドラインの適用要件等の確認を行った上で回答することとした。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行の営業店では、案件受付票の作成に合わせ、今回新設した「経営者保証に関するガイドラインチェックシート」を活用し、適用要件の確認を実施している。当該手続による確認の結果、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで新規融資に応じることとした。
 - ①決算書類について「中小企業の会計に関する基本要領」に則った計算書類を作成し、地元の大手会計事務所が検証等を行っているなど、法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること
 - ②内部留保も厚く堅固な財務内容を維持しており、償還面に問題がないこと
 - ③四半期毎に試算表等の提出を行うなど、当社の業況等が継続的に確認可能なこと
- ・当社とは、長年の取引を通じてリレーションシップは十分に構築されている。震災復興関連工事の増加による業況の拡大が、ガイドラインで求められている返済能力の向上に寄与している面は否めないが、当社が、外部専門家による検証等を含め、経営管理の強化に従来以上に取り組むことを表明していることから、当行としても、業況の把握に留まらず、当社の経営管理体制の構築について引き続き積極的にアドバイスを行っていく方針である。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例3. 他の金融機関と協調して経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、段ボール紙の製造業者である。営業地域内に競合先がないことから、安定的に受注を確保し業況は堅調に推移している。
- ・ 震災直後は売上低下により減収となったが、新たな事業展開として、段ボールによるインテリア製品の製造や簡易防音施設の開発を開始している。
- ・ 上記の新事業展開もあり、当社は企業立地補助金を活用した新工場の設備投資を計画しており、補助金以外の設備資金については、当行及び地元信金の2行が4億円の協調融資を行うこととなった。
- ・ 本件協調融資については、当初、経営者保証の提供を条件として検討を進めていたが、ガイドライン適用開始後の融資実行となることから、協調先の地元信金とも連携の上、保証人の条件について見直しを図ることとした。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当社は上場企業も含めた優良取引先を有しており、業況は安定している。また、新工場の稼働により生産能力の拡充が見込まれるため、当行としても設備資金の需要に積極的に対応する方針としている。
- ・ 当社については、以下のような点に鑑み、保証人は不要と判断した。
 - ① 当社は実質的にはオーナー企業であるが、その親族は取締役には就任しておらず、適切な牽制機能が発揮されていること
 - ② 当社から経営者への貸付等もなく、事業用資産は全て法人所有であるなど法人と経営者の関係の区分・分離が図られていること
 - ③ 法人単体での返済力も十分であること
- ・ また、協調先の地元信金との目線合わせも行い、当該金庫においても保証人を求めないで融資を行うこととなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例4. 今後の事業承継を考慮して経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、建設業を営む当行メインの取引先であり、一般建設工事の受注を中心とした堅実な経営により、近年の業況は安定的に推移している。
- ・今般、長期運転資金の申込みがあり、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、代表者は高齢で、後継者に、相続により保証債務の負担を残したくないとの希望を有しており、経営者保証を提供しないで資金調達ができるのであれば是非利用したいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・「経営者保証に関するガイドライン」に基づく検討を行う中で、当社から経営者への立替金勘定が存在し、法人と経営者の資産・経理の明確な区分・分離について課題が残っていたため、この点を含めて経営者保証を求めないことについての検討を行った。
- ・検討の結果、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うことを決定した。
 - ①経営者への立替金勘定については近年減少しており、今後さらに解消に向けて減少を図る旨の意向が示されていること
 - ②法人のみの資産や収益力で借入の返済が可能であること
 - ③適時適切な情報開示がなされ、従来から良好なリレーションシップが構築されていること
- ・当社の希望に沿った対応を図ったことにより、当社から、今後の事業承継が円滑に進められると高い評価を受けることとなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例5. 海外進出企業に対して経営者保証を求めなかった事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、冷間鍛造部品製造及び精密部品加工を行っている取引先である。
- ・ 平成25年9月期は中国向けの生産縮小により売上が減少して営業赤字となったが、為替差益により最終利益は黒字となっている。
- ・ 平成26年5月のタイ子会社の工場操業開始に向けて準備を行っているところ、今般、取引先からの要請によりタイ子会社の増資及び工場の増設を行うこととなり、必要資金の融資の申込みがあった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当社からの申込みを受けて検討した結果、以下のような点を勘案し、新規融資に関し経営者保証を求めないこととした。
 - ①事業用の資産は法人の所有としており、法人と経営者の間の貸借や不明瞭な資金のやりとりもないなど、法人と経営者の関係が区分・分離されていること
 - ②平成25年9月期は減収減益となったため返済キャッシュフローは不足しており、債務償還年数は20年を超えているが、タイ子会社は既に207百万円の受注を確保しており、当社の子会社への貸付金は早期に回収可能と見込まれることや、現預金を毎期10億円超保有していることから、返済に懸念はないものと判断されること
 - ③決算時等に定期的な経営状況の報告があるほか、当金庫の求めに応じて、営業状況が把握できる資料の提出を行うなど情報開示にも協力的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例6. ガイドラインの適用可能性について集中的に検討し対応した事例

(信用組合)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に鑑み、ガイドライン適用開始前に組合内で審査会を開催し、「法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること」、「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること」、「法人から適時適切に財務情報等が提供されていること」等、ガイドラインに定められたいずれかの要件に合致する取引先 65 先について、経営者保証を求めないことが可能か検討を行った。その結果、可能と判断された取引先について、2月1日のガイドラインの適用開始と同時に、他の取引金融機関に先駆けてガイドラインの説明を行い、無保証の取扱いについて意向を確認した。金融機関側からの迅速な働きかけに顧客からは大変評価され、取引の拡大・深耕等に寄与している。
- ・対象先の業種は下記のとおり多岐に亘っている。
 - ①一般乗合旅客・一般貸切旅客自動車運送業及びタクシー事業等、
 - ②管工事・塗装工事・土木工事等、
 - ③福祉・介護事業、
 - ④建設業・不動産業、
 - ⑤観光牧場・酪農・農産物加工業、
 - ⑥ゴルフ場経営、
 - ⑦生鮮魚貝加工・販売業

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・上記の取組みの対象の取引先に対し、経営者保証を求めないで合計で2億円を超える融資を実行しており、組合全体で迅速かつ積極的に取り組むことで、他行との差別化を図ることができた。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例7. 適時適切な情報開示が実現したため経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・電気工事業者である当社は、企業グループの1社として毎期安定的に受注を確保し、業況は堅調に推移している。
- ・グループの中核企業とは貸出取引があるものの、当社とは長年預金取引のみ。従来から貸出取引の開始を提案していたが、借入需要がなく、実現していなかった。
- ・今般、当社より大口公共工事が重なった場合を想定し、200百万円の融資枠開設の検討依頼があったが、中核企業と同様に、財務関係資料については貸借対照表・損益計算書のみの開示で、無担保・無保証人で検討してほしいとの依頼であった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行では、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ審査を行ったが、法人の収益力・財務内容については問題ないと判断できるものの、勘定科目明細等の提出がないため、法人と個人の資産・経理が分離されているかの判断を行うことが困難であった。
- ・そのため、当社に対し、ガイドラインでは、経営者保証を提供しないで資金調達を希望する場合には、適時適切に情報開示を行うことにより経営の透明性を確保することが求められていることについて説明を行った。
- ・当社は、ガイドラインの趣旨について理解を示し、勘定科目明細等の資料の追加提出を了承した。当行は、追加で提出された資料に基づき改めて検討を行い、法人と個人の資産・経理が分離されていることを確認し、当社の希望通り、経営者保証を求めないで融資を行うことを決定した。
- ・本件により、当社とのリレーションが一層深まり、今後の取引深耕が期待される。
- ・また、これまで詳細な財務資料の開示に消極的であったグループの中核企業（ガイドライン策定前から経営者保証なしで取引中）の大型設備資金案件についても、ガイドラインの趣旨に則り、積極的な財務情報の開示を受けることができ、グループ全体とのリレーションの強化も実現した。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

事例 8. 牽制機能の発揮に課題が残っているが、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、HID ランプ（高輝度放電ランプ）を主力とする自動車用照明器具製造・販売業者であり、近年は LED ランプも好調なため、売上、キャッシュフローともに安定的に推移している。
- ・取引金融機関は当行をはじめ 4 行で、当行と県外地銀が各々貸出シェア 30%前後であり、並行してメイン行となっている。
- ・当社の今年度の資金調達に当たり、「経営者保証に関するガイドライン」を説明したところ、可能であれば、今後は経営者保証なしで借入したいとの要望があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行の検討においては、当社が同族会社であることから適切な牽制機能の発揮には未だ課題が残っているものの、以下のような点を勘案し、当社への融資に当たり経営者保証を求めないこととした。
 - ①当社は、以前から「中小企業の会計に関する基本要領」に拠った計算書類を作成しており、法人と経営者の間に資金の貸借はなく、役員報酬も適正な金額となっているなど、法人と経営者の資産・経理が明確に区分・分離されていること
 - ②当社の収益力で借入金の返済が十分可能であり、また、借換資金の調達余力にも問題がないこと
 - ③情報開示の必要性にも十分な理解を示し、適時適切に試算表や資金繰り表により財務情報等を提供しており、長年の取引の中で良好なリレーションシップが構築されていること
- ・なお、並行してメイン行となっている県外地銀も、今後は経営者保証を求めない予定とのこと。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

事例9. 保全不足ではあるが、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、放送・インターネット関連事業を営んでいる地元の優良企業であり、山間部への放送・通信等設備の整備を進め、加入世帯数も増加基調を維持しているなど、業況は安定的に推移している。
- ・今般、当社からの通信設備等に関する新規融資の申込みに当たり、当行から「経営者保証に関するガイドライン」について説明し、当社の意向を確認したところ、将来的に株式公開等も見据えているため、無保証の融資を検討してほしいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社の意向を受け、当行において検討したところ、経営者等から十分な物的担保の提供がないなど、大幅な保全不足ではあるが、以下のような点を考慮し、本件融資については経営者保証を求めずに対応することとした。また、既存の融資に関する保証契約についても、今後、解除することとした。
 - ①本社等の資産の一部は経営者名義であるが、当社より適正な賃料が支払われているなど、法人と経営者の資産は明確に区分されていること
 - ②キャッシュフローが潤沢で利益償還が十分可能なこと
 - ③年度決算時や中間決算時等に定期的な経営状況の報告があるほか、当行の求めに応じて、営業の状況が把握できる各種資料の提出を行うなど情報開示には協力的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること
- ・当社の意向に基づき、経営者保証を求めない新規融資及び既存の保証契約の解除について、迅速に対応したことから、今後一層の取引の深耕が期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

事例10. 債務超過ではあるが、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、ガス設備工事、メンテナンス、ガス機器販売等を営む当行メインの取引先。
- ・ 今般、一般家庭向け省エネ設備の仕入のため、当社から新規融資の申込みがあり、当行が「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいので検討してほしいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当行での検討においては、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで融資することとなった。
 - ① 当社の事業用資産は関連会社（事業用資産の管理会社）の所有であり、社外取締役及び監査役といった外部からの適切な牽制機能の発揮による社内管理体制が整備されているなど、法人と経営者との関係の区分・分離がなされていること
 - ② 現在、当社単体では債務超過（関連会社との連結では資産超過）であるが、業績が堅調であることから、今後も利益計上が見込まれ、利益による債務の返済が十分可能であり、2年後の債務超過の解消も見込まれること
 - ③ 当社からは定期的に試算表及び銀行取引状況表の提出があり、当行からの資料提出の求めにも速やかに対応するなど、適時適切な財務情報の開示が行われていること
 - ④ 従来から良好なりレーションシップが構築されており、取引状況も良好であること
- ・ 本件融資については他行との競合があったが、堅調な業況や今後の事業見通し、財務情報の適切な開示、良好なりレーションシップや取引状況といった点について当行が高く評価したことを当社が好感し、当行からの融資を利用することとなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

事例 1 1. 創業資金について、法人・個人の資産の分離が不十分であるが、経営者保証を求めなかった事例 (地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、地元で飲食店開業を目的として新規に設立された。当社代表取締役は、地元出身のフレンチシェフであるとともに、東京でレストランの運営や店舗プロデュース、コンサル業務にも従事した経験を有する。
- ・地元の観光スポットにある古民家をレストランに改修し、地元食材を使ったフランス料理を提供することで、地元食材のブランド化、地元雇用の増加、空き家の利活用、交流人口の増加・観光滞在時間の延長、といった地域経済活性化の好循環を生んでいく事業（古民家再生レストランプロジェクト）を、当社を主体として、県、市、支援機関（地元の産業支援センター）と協働して計画したもの。
- ・当行も、産金官連携の一員として、計画に参画してきたもので、32 百万円の融資について、無担保・無保証で検討してほしいとの依頼があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行が創業資金を融資する場合、経営者保証の徴求や担保取得を検討するケースが多いが、本事案では以下の点を考慮して、無担保・無保証で対応することとした。
 - ① 県・市・支援機関の監修で策定された計画であり、実現性、将来のキャッシュフローに合理性が認められること
 - ② 事業計画段階で、適切な情報開示を行っており、今後も継続的に適時適切な開示が見込まれること
 - ③ 法人、個人の資産の分離が必ずしも十分でないものの、その必要性を経営者が認識し、事業計画でも分離に取り組むことが前提となっていること
 - ④ 創業後の産金官による地域連携サポートの一環で、地域金融機関として、融資等による資金支援はもとより、経営状況を把握し、適切な指導の下、健全な経営を促していく枠組みとしていること
 - ⑤ 本事業は、経営者のシェフとしての高い調理技術と、これまでのレストラン運営等の経験により培った経営能力を生かした創業であること
 - ⑥ 古民家再生を活用し、地物の食材を生かした料理を県内外及び海外観光客に提供することで地域活性化を図るものであること
(総投資額 52 百万円、当行融資 32 百万円、補助金 20 百万円)

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例12. ABL等の代替手法も検討したが、結果として、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、院外処方薬局を展開しており、財務基盤は強固で、業況は堅調に推移している。
- ・ 当行との取引は預金のみであり、貸出取引はない。
- ・ 当社の手許資金は潤沢であるが、一時的な資金不足に対応するため、当行に対し、新規の当座貸越枠の設定の申込みがあった。
- ・ 当該申込みを受け、当行から「経営者保証に関するガイドライン」を説明し、経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいので、是非検討してほしい旨の申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当行の検討においては、ABL等の経営者保証を代替する手法についても併せて検討したが、①上記のように財務内容が良好であり堅調な業況を受けて利益による償還が十分可能であること、②以下のような法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること、③今回の融資において適時適切な情報開示がなされ、今後も良好なリレーションシップの下での情報開示が期待されること、等を勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うこととした。

<法人と経営者の関係の明確な区分・分離の状況>

- 事業用資産は法人所有となっている。
- 適切な牽制機能を発揮するため、以下のような仕組みが構築されている。
 - (イ) 経営者及び親族による自社株の保有を定款で制限し、株主総会で役員報酬の総額を決定
 - (ロ) 取締役の過半数は、経営者及び親族以外の第三者が就任

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例 13. 短期継続融資について、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、射出成形のプラスチック成形を得意とするプラスチック製品製造業であり、主力商品であるフィギュアやプラモデルを中心に、大手玩具メーカーとの取引パイプを確立している。
- ・当社は、前期、前々期と営業赤字が発生しており、直近期中に黒字化したばかりであった。
- ・当社の資金繰りについて、月商の3~4カ月分の経常運転資金が必要ななか、資金調達は商手割引、手形貸付のほか一部が長期運転資金となっており、約定弁済の負担が重く借換え対応が必要な状況となっていた。
- ・今般、当行に対し、運転資金の申込みがあり、その際、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資について説明したところ、可能であれば利用したいので、検討してほしいとの依頼があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社の約定弁済の負担を軽減したいというニーズを捉え、経常運転資金に対する短期継続融資を提案することを検討し、当社のビジネスモデルを踏まえて、売掛先別の回収サイトや棚卸資産の内容を十分に把握（事業性評価）するとともに、以下の点を勘案して、運転資金所要額から既存の商手割引額及び手形貸付金額を控除した残額に相当する額を、約定返済のない手形貸付にて無担保・無保証で対応することとした。
 - ①黒字化して間もない状況であるものの、業績は改善傾向にあり、直近期中における総有利子負債額から短期継続融資額分を除いた後の利益償還すべき負債額に対して、十分に償還能力を有していること
 - ②適時適切な情報開示がなされており、ビジネスモデルや売上債権、棚卸資産の内容の十分な把握が可能であり、定期的な面談や実査等によるモニタリングなどを通じて、取引先と緊密なリレーションを構築しており、事業性評価を継続的に実施することが可能なこと

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例14. 在庫の特性を踏まえABLを活用して経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・人形・仏壇の小売業者である当社は、雛人形・五月人形で多くのオリジナル商品を取り扱っており、県内での知名度も非常に高い。また、近年、県外にも店舗展開し、売上げの増加を図っている。
- ・今般、メイン銀行である当行に対し、増加運転資金の申込みあり。その際、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者の保証を提供しないことが可能か合わせて検討してほしいとの依頼があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社は、法人のみの資産・収益力で借入返済が十分可能であったものの、法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されておらず、また、適時適切な情報開示により経営の透明性が確保されていないなど、ガイドラインの要件を十分に満たしていなかった。
- ・こうした中、当行は、当社の取り扱う商品の売上げが特定の時期に集中するため、平均月商に比して在庫が多いという特性や、当社の商品がブランド化されており在庫の固定化の懸念が小さいこと、また、今後も安定した業績が見込まれることから、ABLによる当座貸越枠で増加運転資金に対応することとした。
- ・ABLを活用することで、経営者保証を提供せずに資金調達を行いたいとの当社のニーズにも応えることができた。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例15. 再生手続中の法人に対し経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ コンクリート製品の製造、卸業者である当社は、過去に、借入過多、不良債権の発生等により資金繰りに行き詰まり、民事再生法の適用を申請している。
- ・ 民事再生手続開始後は黒字転換し、財務内容の改善が図れてきており、また、再生計画の進捗状況の報告や、決算書等の財務状況の開示がなされている。
- ・ 民事再生手続開始後は、仕入代金の現金払いを余儀なくされており、運転資金が必要となっている。地元金融機関から手形割引で新規の資金調達を行っているが、資金調達の窓口を広げるため、当行に対し借入の申込みがあった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 以下の点を考慮し、経営者保証の提供を受けることなく対応することとした。
 - ① ABLを活用することにより、相応の保全が図れること
 - ② 財務内容が改善傾向にあり、債務超過の解消が見込まれること
 - ③ 地元金融機関による金融支援が行われていること
 - ④ 再生計画及び決算書等の財務分析に必要な書類が提出されていること
- ・ 本件融資で、当社の資金繰りは改善し、事業の安定化に寄与した。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例 16. 適切に在庫管理を行っている取引先に対し経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・長い業歴を有する真珠加工卸売業者である当社は、国内外に 200 社以上の取引先を確保しており、業況は安定している。
- ・当行との取引は 1 年余りと短いものの、海外での売上げが好調で増収増益となっていることから、当行から運転資金枠の設定を積極的に提案していた。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・他行との差別化を図るため、以下の理由から、A B L を活用した商品仕入資金の融資を提案した。
 - ① 当社の取り扱う真珠は、天然素材及び宝飾品としての市場価格があり、A B L に適していること
 - ② 事務所、倉庫、作業場での在庫の管理状況に不安はなく、データ管理に基づくモニタリングが可能なこと
 - ③ 市場価格と在庫状況からシステムを利用して、随時、在庫評価額が把握できること
- ・当社の業績が好調であったことや、A B L の活用を踏まえ、経営者保証の提供を求めないこととしたため、当社にも受け容れられ、当座貸越枠の設定に至った。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例 17. 売掛債権を担保として増加運転資金に対応することで経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、農産物生産の大規模化をめざしてスタートした農業生産法人であり、食肉加工、青果加工にも進出し、6次産業化を推進している。
- ・これまでメイン行で設備資金中心の資金調達を行ってきたが、事業拡大に伴い運転資金の調達が必要となり、これまで融資取引がなかった当行にも新規融資の相談があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・メイン行では経営者保証の提供を受けて貸出を行っていたが、当行において「経営者保証に関するガイドライン」に基づき経営者保証を求めることが必要か検討を行ったところ、以下の事項が確認できた。
 - 法人と経営者間の貸借や役員報酬等が、事業規模や収益状況から妥当と判断される水準であり、法人と経営者の資産の区分が図れていること
 - 事業計画に妥当性が認められ、償還に不安がないこと
 - 適時適切な情報開示により経営の透明性が確保されていること
- ・また、安定的な販路が確保されており、外部専門会社による検証を行ったところ、売掛債権の担保適格性の確認ができたことから、ABLを活用し、経営者保証を求めないこととなった。
- ・メイン行で対応している設備資金と比べると、少額の運転資金の取組みであるが、業容が拡大する中でABLによる新たな資金調達の道が開けたことから、今後の取引深耕が期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例18. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例

(主要行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、システム開発会社であり、大手他社に先駆けてクラウド環境でのインターネットサイト構築に参入し、大手企業を中心に取引先が増加している。
- ・今般、取引先の増加に伴う運転資金に係る新規融資の申し出があったため、当行から「経営者保証に関するガイドライン」の内容を説明するとともに、当社を巡る状況を勘案し、解除条件付保証契約での融資を提案した。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・法人と経営者との関係の区分・分離は不十分であったが、以下のような点を勘案し、上場申請を解除条件とする解除条件付保証契約（注）の活用を提案したところ、当社の了解が得られたため、当行の提案どおり、解除条件付保証契約での新規融資を行うこととなった。
 - ①業歴が浅く、直近決算は赤字であるものの、一定の販路を構築済みであり、足元の試算表では黒字に転換しており、今期決算は黒字が見込まれること
 - ②試算表等の定期的な提出があり、情報開示の姿勢が良好であること
 - ③上場を志向しており、主幹事先である当行関連証券会社と具体的な協議を進めていること

（注）解除条件付保証契約とは、特約条項（本事例では、上場申請）を充足する場合は保証債務が効力を失う契約。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例19. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例(1)

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、各種帳票の特殊印刷(主に損害保険会社向け保険約款)を中心に、ロールペーパーの製造、一般印刷も手掛けている。
- ・近年の保険契約におけるネット通販化やWEB手続によるペーパーレス化を背景とした主力取引先からの値下げ圧力等から、大幅な減収・赤字となり、既存のシンジケート・ローンの財務制限条項に抵触するまで業績が悪化した。
- ・このため、外部コンサルを導入し、安定受注の確保と経費削減を骨子とした「経営改善5ヵ年計画」を策定したところ、経営改善計画1期目は、売上の減少に歯止めが掛からなかったものの、利益面では計画を達成した。
- ・このように業績が改善傾向にある中、期限一括返済としていた既存のシンジケート・ローンの期限到来によってリファイナンスを行うに当たり、当行から「経営者保証に関するガイドライン」の内容を説明したところ、当社から経営者保証を求めないでほしい旨の申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行での検討においては、当社は経営改善計画を遂行中であり、法人のみの資産・収益力での借入金の返済は難しい状況にあるものの、以下のような点を勧告し、特約条項(注)に抵触しない限り保証契約が発生しない停止条件付連帯保証契約を活用することとした。なお、本対応については、シンジケート・ローンの協調融資行とも協調の上行っている。
 - ①外部コンサルによる計画策定やモニタリングの徹底により、透明性の高い経営がなされていること
 - ②経営改善計画2期目の計画達成も視野に入ってきているなど、一定の経営改善が図られてきていること
- (注)特約条項の主な内容
 - いずれかの表明事項が真実でないことが判明したこと
 - 借入人又は保証人の本契約上の義務違反が発生したこと(純資産維持、2期連続赤字回避等の財務特約条項を含む。)
 - 保証人による財産、経営又は業況に関する虚偽の開示がなされたこと
- ・また、弁護士の指導により、保証債務の整理に関して、「保証人がガイドラインに則った整理を申し立てた場合、各貸付人及びエージェントはガイドラインに基づき、当該整理に誠実に対応するよう努める」旨の規定を保証契約に盛り込んだ。
- ・今回の対応により、今後の当社の経営に関する規律付けと情報開示等による更なるリレーションシップの強化が期待できる。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例20. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例(2)

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 工作用機械の製造業者である当社は、経営状態の悪化により、数年前に整理回収機構を活用し、当行を含めた取引金融機関は債権放棄を行っている。外部から社長を招聘するなど抜本的再生に取り組み、当行もこれまで他行と協調して再生支援を行ってきた。
- ・ 当社は、所有不動産の売却に加え、海外受注の増加等により業績改善が図れたことから、前期決算にて債務超過を解消している。
- ・ 現状のコミットメントラインABL(他行エージェントによるシズケローン)の契約期限を迎えるにあたり、売上げの増加により現状の3億円の極度額では資金不足となるため、本契約を更新せず当行単独で極度額を増額してほしいとの申出を受けた。
- ・ 現状のコミットメントラインは停止条件付保証にて対応しており、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資として、引き続きABLならびに停止条件付保証での対応を検討してほしいとの要望があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 本件は、ABLを活用する案件であるが、担保設定する当社製品は特殊性が高いこと、また、創業者一族との一体性の解消を確保・維持するガバナンスの構築が十分でないことから、停止条件付保証により、当行単独で極度額5億円への増額の対応を行うこととなった。

※ 保証契約における特約条項の主な内容

- 財務状況等の報告：毎月の試算表ならびに毎月の金融機関別残高一覧表の提出
- 要承諾事項：重要な資産もしくは事業の全部または一部譲渡
減資または自己株式の買入れもしくは消却
経営状況や財務内容に重大な影響を及ぼすおそれのある行為 など

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例 2 1. 他行にノウハウの提供を行い、協調して停止条件付保証契約を活用した事例

(その他の金融機関)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・地場有力の食品スーパーである当社は、地域での知名度が高く業況は安定的に推移しているが、期中の試算表や今後の事業計画等に関する情報開示が十分ではなく、関係強化に苦慮していた。
- ・今般、当社から既存店舗の改装・増床に係る設備資金について、当行と地元の金融機関 2 行による協調融資の相談があった際、代表者から、借入の増加に伴い自らの保証債務負担が増えることに抵抗があり、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、何らかの対応ができないか検討の依頼があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行は、当社から積極的な情報開示が得られれば、迅速なソリューションが提供でき、一層の関係強化に繋がると考え、事前に定めた特約条項（コベナンツ）に違反した場合以外には保証が発生しない、停止条件付保証を提案した。協調行は、停止条件付保証のノウハウが乏しく対応に苦慮していたが、当社を通じ当行の契約書ひな形を開示したところ、当行と同じ内容の特約条項（コベナンツ）を付した停止条件付保証を活用して協調で融資を行うこととなった。
- ・代表者は、大手スーパーやドラッグストアとの競合等から今後の事業展開に閉塞感を感じていたが、停止条件付保証の活用により前向きな設備投資に踏み切ることができ、大変感謝された。
- ・また、特約条項（コベナンツ）には、定期的な業況報告を行うことや提出資料の真実性を代表者が表明し保証する旨の内容が含まれており、当行および協調して対応した地元の金融機関 2 行と当社との一層のリレーション強化が期待される。

【参考】停止条件付保証契約の特約条項の例

商工組合中央金庫の停止条件付保証契約においては、以下の1～5のような特約条項が付されている。仮に表明保証が真実でなかった場合、報告、届出、承諾、確約事項の義務違反が生じた場合等において、代表者が債務者と連帯して保証する旨の契約を、あらかじめ債務者及び代表者、金融機関との間で締結している。

1. 真実性の表明、保証

- 債務者及び代表者が、以下の事項について、真実に相違ないことを表明、保証

- (例)
- 計算書類等が正確かつ適法に作成されていること
 - 事業が関係諸法令に違反していないこと

2. 財務状況等の報告

- 債務者が、以下の資料を一定の期限までに提出することを約束。また、代表者は、資料の真実性を表明し、保証

- (例)
- ○ヶ月毎の試算表
 - ○ヶ月毎の各取引金融機関からの借入残高の一覧表
 - 各事業年度の計算書類等

3. 報告、届出事項の取決め

- 債務者及び代表者が、以下の事項について、報告、届出することを約束

- (例)
- 商号、代表者、主たる事務所、役員等の変更
 - 訴訟、行政手続、その他の紛争等の開始
 - 財産、経営、業況の重大な変化の発生

4. 承諾事項の取決め

- 債務者及び代表者が、以下の事項について、事前承諾がない限り行わないことを約束

- (例)
- 減資、合併、会社分割
 - 重要な資産、事業の譲渡
 - 経営状況、財務内容に重大な影響を及ぼすおそれのある行為

5. 確約事項の取決め

- 債務者及び代表者が、以下の事項について、確約

- (例)
- 主たる事業に必要な許認可等を継続すること
 - 全ての法令を遵守して事業を継続すること

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例 2 2. 預金担保による保全状況等を考慮して保証金額を設定した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、飲食店及びモバイル端末の販売代理店を運営しているが、不況の煽りを受け、平成 21 年に売上が悪化。平成 22 年 3 月から貸出条件の変更を実施し、現在も各金融機関に対して貸出シェアに応じ、当初の約定返済額から減額した金額での返済を継続している。
- ・今般、根保証の期限到来に伴う更改手続の際に、当行から、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証金額の見直しの提案を行った。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容

- ・当社に対する融資額 25 百万円に対して同額の保証金額を設定していたが、今回の更改に際して、預金担保が 10 百万円あることから、ガイドラインに基づき当該担保分を保証金額から控除するとともに与信残高の減少見込分等も勘案し、保証金額を 12 百万円に減額することを提案し、当社と合意に至った。
- ・当社は条件変更先ではあるが、ガイドラインに基づき、担保のうち保全の確実性が認められる部分を控除して保証金額を設定したところ、経営者は保証負担が軽減されたことに謝意を示し、「金融機関も変わってきたのですね」と高く評価している。

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例 2 3. 不動産担保による保全状況等を考慮して保証金額を減額した事例 (1)

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、大手電気器具製造業者である。
- ・ 過去に当社が窮境に陥った際には、中小企業再生支援協議会及び整理回収機構を活用した債務整理を実施するなど、当行は長年に亘って当社を支援してきた。
- ・ 近年の機器の電子化の進行により海外を含め受注が拡大傾向にあるため、堅調な業績を維持しており、未だ繰越損失を抱えているものの、今後 1 年程度で解消できるまでに財務基盤が回復している。
- ・ 従来、当社への与信については、債権額 (52 億円) をほぼ全額カバーする額の経営者による根保証や不動産への根抵当権の設定等 (計 40 億円) の提供を受けていたが、今般、根保証契約の期限到来に際し、当行から「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証金額の見直しの提案を行い、経営者と協議を行った。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容

- ・ 当社との協議においては、過去の経緯もあり、現時点で経営者保証を全て解除することは困難であると認識しつつも、根抵当権を設定している不動産担保等の保全や、足元の業績、経営者の業務意欲等を考慮した。
- ・ 当該協議の過程で経営者の繰越損失解消に向けた強い意欲を確認することができたことや経営者からの希望もあり、保証金額は繰越損失金額相当を目処として 5 億円 (保証期間は 1 年) に設定することで保証契約の更改に合意した。
- ・ 今回、経営者保証の全額解除までには至らなかったものの、経営者からは「保証金額の減額は事業への取組意欲の増進に繋がるものであり、好決算に向けて一層の努力を行う励みとなる。1 年後の保証期限到来時には改めて保証金額について相談に乗ってほしい。」と前向きな発言があった。

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例 2 4. 不動産担保による保全状況等を考慮して保証金額を減額した事例 (2)

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、親会社が当地の営業所の位置付けで設立した酒類や醸造米の卸売業者であり、経営基盤には不安定な部分があるが、着実に業績を上げてきている。
- ・ 従来は、親会社から運転資金を調達してきたが、親会社からの独立を経営方針としたため、金融機関から初めて資金調達を行うこととなり、当金庫に融資の申込みがあった。
- ・ 初めての融資取引ということもあり、経営者からは、本人による保証と所有不動産の担保提供の申し出があったが、当金庫から「経営者保証に関するガイドライン」を説明するとともに、経営者の保証金額を不動産担保による保全が図られない部分に限定することを検討することとなった。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容

- ・ 当金庫において、経営者による保証の金額を限定することについて検討したところ、融資金額 25 百万円に対して、不動産担保物件の評価額は 17 百万円であるが、物件の所在地は、市内の住宅開発地として人気の高い地区にあり、将来的に保全価値が減少する可能性は低いと判断したことから、不動産担保物件による保全部分、今後の与信増加の可能性を総合的に勘案の上、経営者の保証金額を 25 百万円から 10 百万円に減額して融資を実行した。
- ・ 経営者からは「保証金額は融資額と同額となっても仕方がないと思っていたが、減額してもらえたのはありがたい。貴金庫の期待に応えられるよう経営に注力したい。今後もいろいろと相談に乗ってもらいたい。」との発言があった。当金庫としても、引き続き当社の事業の発展を支援し、取引の深耕を図っていく方針である。

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例 25. 保証金額を融資額の一定割合に限定することを原則とした事例

(信用組合)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、シェアハウスの運営を目的として、建設業・不動産業勤務を経た 20 代の代表者により設立された。
- ・ 現在、複数の物件の運営を受託しており、決算未了であるが、設立から実働 4 ヶ月後の試算で一定の賃料収入売上と営業利益を計上している。
- ・ 当社の事業は、開業間もないことから事業実績も乏しく、代表者のノウハウによるところが大きく、法人と経営者との関係の明確な区分・分離が図れていない状況であった。
- ・ 今般、自らシェアハウスを所有し運営する目的で収益物件購入資金として 50 百万円の新規融資の申込みを受けた。
- ・ 本件融資の申込みを受け、「経営者保証に関するガイドライン」の内容に沿って適切な保証金額での融資取組の説明を行ったところ、是非ともその内容で融資を検討してほしいとの申出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当組合においては、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、平成 26 年 4 月以降、以下の点に着目して、有担保で経営者保証を徴求する場合には、原則として保証金額を融資額の 20% に限定して融資を行うこととしている。
 - ① 個人資産に対して過大な保証金額とならないようにすること
 - ② 有担保により一定の保全が図られていることから、必要以上に個人保証をとる必要がないこと
 - ③ 保証金額を限定することで、個人負担を減らし創業支援などを進めることができること
 - ④ 経営への規律付けの観点からは、融資額の 20% 程度の保証金額で十分だと考えられること
- ・ 当社は、法人としての事業実績及び足元の収益が乏しく、また本件融資では担保により保全が図られていない部分が 27 百万円であったが、上記の方針や事業計画の妥当性を勘案して、融資額の 20% (10 百万円) に限定することとした。
(融資額 50 百万円、不動産担保の評価額 23 百万円、経営者保証額 10 百万円、無担保・無保証額 17 百万円)
- ・ 併せて、今後、当社の事業が軌道に乗り、以下の点が確認できた場合には、更に経営者の保証を見直していく旨を顧客に説明し理解を得ている。
 - 利益償還が可能であること
 - 法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること
 - 適時適切な情報開示が行われ、当組合との間で良好なリレーションが構築されていること

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 26. 事業承継に際し、元社長の保証を解除した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、不動産賃貸業者であり、当行のメインの取引先である。
- ・ 元社長は高齢で経営の一線からは退いているが、筆頭株主で取締役ということもあり、配偶者である現社長と共に保証を提供していた。
- ・ このような状況の下、社長から取締役である長男への事業承継について相談があり、既に実質的な経営者である長男に対し、社長から保有する自社株を譲渡したいとの意向が示された。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 社長からの相談を受け、当行の営業店において「経営者保証に関するガイドライン」の事業承継時の対応に則して、今回の事業承継を機に元社長の保証を解除する可能性を検討したが、当行所定のチェックシートでは、法人と経営者との関係の区分・分離が不十分なため、引き続き保証を求める可能性を検討することとなった。
- ・ しかしながら、これまでの返済状況や担保による債権の保全状況に全く問題がなかったことから、前経営者の実質的な経営権・支配権、既存債権の保全状況、法人の資産・収益力を勘案し、ガイドラインの趣旨に則して、元社長の保証を解除することを営業店の方針とし、保証解除の稟議を本部に申請した。
- ・ また、元社長との面談時にガイドラインについての説明を行い、元社長の保証解除を検討する用意がある旨を伝えた。
- ・ 後日、正式に当社から元社長の保証解除の依頼があったところ、本部において稟議も承認され、元社長の保証を解除することとした。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 27. 当社との関係がなくなった前経営者の保証を解除した事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、建設業者として高い施工技術を持ち、一定の経営基盤や収益環境を構築している。
- ・ 平成 25 年 10 月期決算は、公共工事の減少により売上は事業計画を下回ったものの、コスト削減により事業計画を上回る経常利益を確保するなど、財務内容の改善に向けた取組みが見られた。
- ・ こうした中、健康上の理由により前経営者が平成 25 年 10 月に退任したが、既存の借入金について前経営者が提供していた保証の解除は行わず、新経営者ととも保証の提供を引き続き受けていた。
- ・ 今般、当金庫から、「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行ったところ、前経営者が当社の株式を譲渡するなど、当社と全く関係のない立場となったことから、前経営者による保証の解除について当金庫に相談があった。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 当社からの相談を受け、前経営者と当社の現在の関係を確認したところ、前経営者が保有していた当社の株式は全て譲渡され、前経営者は経営にも全く参画しておらず、実質的にも当社と関係のない立場にあることが確認できたため、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする」監督指針の趣旨を踏まえ、前経営者との保証契約の見直しを検討することとした。
- ・ 当金庫において検討を行ったところ、新経営者から保証の提供を受けていることや業況回復への当社の取組状況を勘案し、前経営者の保証を解除することとした。
- ・ 当金庫は、メインバンクとして当社との信頼関係を維持するため、本件保証契約の見直しに取り組んだところ、当社からは当金庫の対応を高く評価され、リレーションシップの強化を図ることができた。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例28. 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例(1) (地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、自動車用品卸売業者であり、ガソリンスタンドを主な販売先とし、業況は堅調に推移している。
- ・ 今般、当社から経営者の交替の連絡を受けた際に、当行において「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証契約の適切な見直しが必要な状況に該当するものと判断し、当社にその旨を説明したところ、前経営者の保証の解除とともに、新経営者からの保証も可能であれば提供せず取引を継続したい旨の意向が示された。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 当社の意向を受けて、当行において検討したところ、以下のような点から、法人と経営者との関係の区分・分離が図られていること等を勘案し、前経営者の保証を解除するとともに、新経営者に対しても新たな保証を求めないこととした。
 - ① 事業用資産は全て法人所有であること
 - ② 法人から役員への貸付がないこと
 - ③ 当社の代表者は内部昇進での登用が中心であり、その親族は取締役役に就任しておらず、取締役会には顧問税理士が監査役として参加しているなど、一定の牽制機能の発揮による社内管理態勢の整備が認められること
 - ④ 法人単体の収益力により、将来に亘って、借入金の返済が可能であると判断できること
 - ⑤ 財務諸表のほか当行が求める詳細な資料(試算表等)の提出にも協力的であること

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 29. 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例 (2) (地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、親会社グループの運送部門を担っている貨物運送業者であり、グループ会社の商品搬送が主な業務である。
- ・ 当社は小規模ながら営業基盤が確立されており、業績は安定している (25 年 9 月期は、売上高 200 百万円、経常利益 20 百万円と増収増益)。
- ・ 従来は、経営者から根保証の提供を受けて融資を行ってきたが、経営者の交替に当たり、当行から「経営者保証に関するガイドライン」について説明したところ、新経営者から経営者保証なしの融資を検討してほしい旨の要請を受けた。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 当社からの要請を踏まえ、当行において検討を行ったところ、以下のような点を勘案し、経営者の交替に当たり、前経営者の根保証を解除するとともに、新経営者からの新たな保証も求めることなく融資を行った。
 - ① 当社の経営者は、任期が 2 年乃至 4 年程度のいわゆるサラリーマン社長であり、当社への出資や貸付金など金銭のやり取りはなく、会社決定事項も組織的に決議されているなど社内における牽制機能・管理体制が構築されていること等に鑑み、法人と経営者との関係の区分・分離が図られていること
 - ② 親会社・当社ともに財務内容に懸念がなく、また、収益による償還能力も問題のない水準であること

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例30. ガイドラインに基づき制度融資の保証人に関する要件の見直しが行われた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、市内中心地区の活性化・商業環境づくりを目的に共通駐車券発行事業や中心地区の商業ビルの管理運営等の事業を行っている地場企業である。地域活性化を目的としていることから、地区で商業を営む複数の企業のほか、市も出資参加している。
- ・ 既存の証書貸付は、商業ビルの購入資金で、政府系金融機関を含む3行による協調融資総額5億円（残高3.8億円）。その内、当行は、県制度融資による貸出で、当初融資額1億円（残高0.8億円）。当該制度融資は、代表者1名以上の保証が利用要件となっており、当社社長が経営者保証を提供していた。
- ・ 今般、当社社長から高齢を理由とした代表者交代の申出があり、その際、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき保証契約の見直しの申出があった。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 保証契約の見直しについて検討を行ったところ、以下のとおり法人・個人が明確に分離されていることが確認できたことから、旧社長の保証を解除し、新社長に対しても保証を求めないこととした。
 - ① 当社は、市内中心地区の活性化を目的に複数の企業の出資により設立された企業であり、所有と経営が分離されていること
 - ② 営業資産はすべて法人の所有であり、社長への貸付も一切ないこと
 - ③ 市が出資するとともに経営にも関与し、適切に組織運営が行われていること
- ・ ただし、利用している制度融資では代表者1名の保証が要件とされていたため、県に対してガイドラインに則して保証人要件の見直しについて相談したところ、制度改正を検討しているとの回答があった。制度改正に対する県の迅速な対応により、必ずしも保証人を必要とすることとはしない旨の見直しが行われ、これにより、旧社長の保証解除および新社長の保証を求めない対応を行うことができた。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 3 1. 会長の保証契約の解除と社長の保証金額の減額を同時に行った事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、主業である材木・建材の卸売業と副業である住宅リフォーム等の建築工事請負業者を兼業しており、いずれの事業も地元工務店を中心とした取引先から安定した受注を確保しているため、業況は堅調に推移している。
- ・当金庫とは法人設立当初から、材木・建材仕入資金等の運転資金を中心に貸出取引（36 百万円）があるが、代表権を持つ会長及び社長から連帯して根保証（極度額 36 百万円）の提供を受けるとともに、事務所に根抵当（第 1 順位。極度額 25 百万円）を設定していた。
- ・今般、当社から長期運転資金 15 百万円の追加借入の申込みがあったため、当金庫から「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証の見直しを提案した。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容

- ・今回の見直しに先立ち、会長が代表取締役を退任して実質的に経営から退いたことから、新規融資については会長の保証を求めず、単独で代表となった現社長とのみ根保証契約を締結することとした。
- ・また、既存分と新規分を合計した債権額（計 51 百万円）に対する根保証の極度額については、根抵当による保全が図られていない部分に限定し、36 百万円から 26 百万円に減額することとした。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

その他

事例 3 2. 保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例 (1)

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、パン・菓子製造業者であり、国内大手のパン製造業者との業務提携により、同社の一部商品の県内での製造・販売を受託するなど、業況は安定的に推移している。
- ・既存の根保証契約の期限到来に伴い、当行から「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行ったところ、当社から現社長の根保証契約の解除について相談があった。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・当行において検討を行ったところ、以下のような点を勘案し、既存の根保証契約の解除を行うこととした。
 - ①本社、工場、営業車等の事業活動に必要な資産は全て法人所有となっており、役員への貸付金や不透明な経費計上等もなく資金のやりとりは適切な範囲内に収まっており、また、役員報酬は、業況、事業規模等から妥当な水準と判断されるなど、法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされていること
 - ②好業績が続いており、十分な利益が確保されていること
 - ③決算関連資料が継続的に提供されているほか、渉外担当行員が週1回訪問し、業況変化の報告や資金需要等の相談を受けるなど、情報開示についても協力的であること
 - ④創業以来のメイン行として、業況変化や資金需要等ある際には事前に相談を受けるなど、従前から良好なリレーションシップが構築されていること

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

その他

事例 3 3. 保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例 (2)

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、建設機械のリース・販売・修理を行う企業。多数の取引先を有し、業況は安定的に推移している。
- ・ 当金庫は準メイン行。これまでは、メイン行をはじめとする他の金融機関とともに、経営者保証の提供を受けていた。
- ・ 現在の経営者は、当社の組織も大きくなったことから、次の経営者へのバトンタッチをしたいと考えているものの、自身や次の経営者の保証について漠然と不安を抱えていた。
- ・ 今般、根保証約定書の期限到来に伴い、当金庫より「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行い、経営者保証を求めない（根保証約定書を更改しない）ことを提案した。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 以下のような点を勘案し、根保証約定書を更改せず無保証人扱いで対応することとした。
 - ①法人と経営者との間に資金の貸借はなく、法人と経営者の資産・経理が明確に分離されていること
 - ②法人のみの資産・収益力で借入返済が十分可能であると判断できたこと
- ・ 当社は、これまで他の金融機関からも具体的に「経営者保証に関するガイドライン」について説明を受けたことがなかったことから、当金庫の対応を高く評価して資金調達の相談を優先的に持ちかけるようになり、今後の一層の取引深耕が見込まれることとなった。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

その他

事例 3 4. 他の金融機関と協調して経営者保証を解除した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、仏壇仏具店として広く店舗を展開している。
- ・ 当社は、経営者保証を提供して借入しているが、経営者が高齢なため、保証の必要性については以前から関心があったところ、今般、メイン行から「経営者保証に関するガイドライン」についての説明を受け、当行を含む全取引金融機関に対して、経営者保証の解除についての検討の申し出があった。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 当社からの申し出を受け、当行において経営者保証の必要性について改めて検討したところ、以下のような点を勘案し、経営者保証を解除することとした。
 - ① 法人と経営者との資金のやり取りもなく、法人と経営者との関係が明確に区分・分離できていること
 - ② 増収増益のため業績は良く、法人のみの資産・収益で借入金返済が可能であること（自己資本比率は 31.7%、債務償還年数は 5 年）
 - ③ 決算関係資料や試算表の提出等、必要に応じて信頼性のある情報の開示・説明があり、経営の透明性が確保できていること
- ・ なお、メイン行を始めとする他の金融機関も経営者保証の解除について了解した。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例35. 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例（1）

（地域銀行）

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・当社は、小売業者であり、競合店の進出、市況の悪化等による売上の減少、収益力の低下のため、再生計画を策定して各種改善策に取り組んだが、実績は計画から大幅に乖離したため、計画の見直しが求められていた。
- ・数年前から店舗閉鎖を進め、閉鎖した店舗を転貸することにより平成 25 年度決算期には黒字に転換し、一定の事業継続の可能性が認められたことから、再度、債権放棄を含む抜本的な再生計画に取り組むため、中小企業再生支援協議会に相談することとなった。

2. 当該整理の具体的内容

- ・中小企業再生支援協議会に相談し、経営者の息子が設立する新会社が受皿会社として当社の全事業を承継し、当社は特別清算手続により清算される第二会社方式による事業再建計画が策定された。
- ・中小企業再生支援協議会の斡旋による当事者間の協議に基づき債務整理を行い、保証債務の一部履行後、主債権と保証債権を中小企業再生ファンドに譲渡した。当該譲渡後、当社から新会社に債務の一部を承継するとともに、当社に残存する債務については、特別清算手続による債権放棄及び残存保証債務の債務免除が行われる予定である。
- ・保証債務の整理の概要は以下のとおり。
 - 金融機関の債権は数億円（経営者を含む取締役数名が連帯保証）、早期再生に伴う回収見込額の増加額は 44 百万円であった。
 - 調査の結果、保証人は計 1 億円超の私財を保有していることが判明したため、各保証人の財産に関する表明保証に加え、いずれの保証人も利害関係のない弁護士が調査・確認して保有資産を明らかにした上で、一定の資産を保証人の手元に残した上で、保証債務の一部履行を実施した。
 - 具体的には、計 14 百万円を生計費として保証人の手元に残した（原則として各 4 百万円。うち 1 名に医療費 2 百万円を追加）。また、新会社の運転資金 11 百万円及び不動産転貸に係る預かり保証金の返戻金請求に備えた 19 百万円の計 30 百万円を保証人から新会社に対する貸付金とした。このようにして、最終的には、保証人の私財から手元に残る資産計 44 百万円を控除した金額で保証債務の履行を受け、保証人の手元に残る資産の額に相当する残存債務計 44 百万円については免除した。
- ・債務整理に当たり、取締役は責任をとって退任し、また、株主は会社分割後の特別清算（予定）により株主責任を果たした。

- ・債務整理に関する合意は「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始前に行われたが、ガイドラインの趣旨を踏まえて、メイン行として保証債務の整理に係る金融機関間の調整を行った。その際に、各行の債務免除額の決定に当たっては、新会社への貸付分 30 百万円及び医療費分 2 百万円に相当する債務免除額をメイン行である当行が負担した上で、残余の債務免除額については各行が融資シェア比で按分することとし、下位行からの計画合意を取り付けた。
- ・最終的に、保証人の残存資産を、上限である早期再生に伴う回収見込額の増加額と同額として、保証債務の免除を行ったことから、保証人の生計の維持及び新会社の事業継続に大きく寄与することとなった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例36. 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例(2)

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

・当社は、リーマンショック直後に大口の受注取消が相次いだことから、連続して赤字計上し、債務超過となった。

2. 当該整理の具体的内容

【主たる債務の整理の概要】

- ・メインバンク主導のもと中小企業再生支援協議会に相談したところ、事業再生計画を策定し、第二会社方式により再建を目指すこととなった。事業の継続により、地元従業員の雇用も確保されることや、法的清算手続きと比べて経済合理性もあることから、当行を含む取引各行が事業再生計画に同意した。
- ・分割会社は、特別清算による清算を予定している。なお、残余財産がないことから株主(経営陣)への分配は見込まれない。
- ・また、会長と社長が経営者保証を提供していたが、「経営者保証に関するガイドライン」に則り、一部弁済後の保証債務について免除の要請があった。

【経営者の経営責任】

- ・経営責任により取締役は全員退任するものの、会長・社長以外の役員はスポンサーの意向により新会社の運営に関与する予定である。

【保証債務の整理の概要】

- ・早期再生に伴う回収見込額は、法的整理の場合よりも77百万円増加した。
- ・保証人は、保有する資産の内容を開示し、その正確性について表明保証を行った。また、支援専門家である弁護士がその適正性について確認を行っている。
- ・保証人の残存資産は、以下のとおりである。
 - 保証人の一人については、介護が必要な状態であることを勘案し、破産手続における自由財産に相当する現預金1百万円に加え、一定期間の生計費に相当する現預金や介護に必要な費用(現預金)等を残存資産とした。
 - もう一人の保証人については、保有資産(自家用車)の価額が破産手続による自由財産の範囲内であったため、引き続き所有を認めることとした。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例37. 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例(3)

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・小売業を営む当社は、商業圏の人口減少や高齢化による客単価の低下、同業者との競合激化等により、売上げ・利益ともに低迷していたところ、近隣に県外大手資本による大型店の出店があり、売上げが更に減少したため、中小企業再生支援協議会に相談した。

2. 当該整理の具体的内容

【主たる債務の整理の概要】

- ・スポンサーからの支援が得られることとなり、中小企業再生支援協議会の斡旋により当事者間の協議に基づき債務整理を行うこととなった。採算がとれる店舗をスポンサー企業に譲渡するとともに、スポンサー企業が当社の債務の一部を承継し、一括返済を行い、不採算店舗は閉鎖したうえで、残存債務については、清算手続きによる債権放棄を受ける予定である。

【保証債務の整理の概要】

- ・早期再生に伴う回収見込額は、法的整理の場合よりも40百万円増加した。
- ・保証人は、保有する資産の内容を開示し、その正確性について表明保証を行った。また、支援専門家である弁護士がその適正性について確認を行っている。
- ・保証人の持病や扶養親族の状況等を勘案して、破産手続きによる自由財産相当額の現金1百万円に加え、一定期間の生計費相当額の保険等を保証人の残存資産とした。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例38. 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例(4)

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ 建設会社である当社は、新規事業の失敗や受注減から業況が悪化し、特定調停による債務整理を行った。
- ・ 保証債務については、再生支援協議会スキームにより、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく整理を行いたい旨の申出があり、再生支援協議会に相談することとなった。

2. 当該整理の具体的内容

- ・ 再生支援協議会スキーム（保証債務のみ型）による保証債務の整理を行った。整理の概要は以下の通り。
 - 保証人は現代表者、前代表者、専務の3名。
 - 保証人の保有する資産は、自由財産の範囲内であり弁済は行わないこととなった。
 - 保証人は保有する資産の内容を開示し、その正確性について表明保証を行った。また、債務者や保証人と利害関係の無い外部専門家である弁護士がその適正性の検証を行った。
 - その後、全金融機関の同意を得て、保証債務388百万円を免除した。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例39. 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例（5）

（地域銀行）

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・スポーツ施設を運営している当社は、大規模なスポーツ施設建設のため多額の借入を行ったことに加え、長引く景気の低迷や競技人口の減少が続いたことから経営環境が悪化。
- ・取引各行は、元金償還の停止等、金融支援を続けたが再生の目途が立たず、債権放棄を含む抜本的な再生計画に取り組むため、中小企業再生支援協議会に相談し、主たる債務については、スポンサーの出資により設立される新会社を受け皿会社とする第二会社方式での再建を目指すこととした。
- ・保証人は、代表者、取締役（同族）2名、前代表者（同族外）の4名。

2. 当該整理の具体的内容

①主たる債務の整理の概要

- ・取引各行は、以下のような事情を勘案して事業再生計画に同意。
 - －従業員の雇用が確保されること
 - －スポーツ施設が維持されること
 - －法的清算手続きと比べて回収見込額が増加すると判断できたこと

②経営者の経営責任

- ・取締役は全員退任。ただし、代表者については、当社の経営悪化後に代表に就任し、就任後間もなく、窮境原因との関連性が薄いことに加え、今後の事業存続に必要な人材であることから、新会社の従業員として留めることとした。

③保証債務の整理の概要

- ・早期再生に伴う回収見込額の増加額は258百万円。
- ・保証人は資産内容を開示し、その正確性について表明保証（弁護士が適正性を確認）。
- ・保証人4名のうち3名については、高齢であることを勘案し、それぞれ4百万円（破産手続における自由財産及び一定期間の生計費等）を残存資産とした。他の1名については、更に介護の負担を負っていることを勘案し、14百万円を残存資産とし、残りの保証債務は全額免除した。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例40. 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例(6)

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・観光関連事業者である当社は観光客の減少等により実質赤字が続き債務超過状態に陥った。
- ・主債務については中小企業再生支援協議会による再生支援スキームにより再生ファンドへ債権を売却した。
- ・保証人2名(代表者及び常務)は、多額の保証債務を負っていたことから、「経営者保証に関するガイドライン」を活用して主債務と保証債務を一体で整理することとなった。

2. 当該整理の具体的内容

- ・再生支援スキームは、再生ファンドは備忘価格で全株式を取得、役員派遣・必要資金の追加支援を継続しながら事業再建を支援、再建の目処が立ち次第債権放棄を行い、スポンサー企業に株式を譲渡するという内容。
- ・早期再生に伴う回収見込額の増加額は約439百万円。
- ・金融機関は再生計画の早期着手により回収見込額が大きく増加し経済合理性が認められること、保証人債務弁済に対する誠意が認められることから再生計画に同意することとした。
- ・経営責任については、代表者は退任。常務は事業継続の観点から代表者として留め、一方、実質的な経営管理は再生ファンドが行う予定。
- ・保証人の資産状況については、弁護士による詳細な調査報告が実施され、自らその内容について表明保証を行った。保証人は合計50百万円超を弁済原資に充当した上で、以下の資産を残存資産とした。
 - 代表者：破産手続における自由財産(1百万円)、一定期間の生計費約4百万円、自宅、生命保険解約返戻金4百万円
 - 常務：破産手続における自由財産(1百万円)、一定期間の生計費約4百万円
(自宅については、引き続き借家に居住。雇用は継続。)

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例4 1. 中小企業再生支援協議会及び特定調停を活用して保証債務を整理した事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・電子部品製造業の当社は主販売先の製造拠点の海外シフトや販売単価の低下等の影響により、業績低迷・過剰債務に陥った。
- ・主債務者については相応の雇用を抱え地域経済への影響があることを勘案し、抜本的な再建案検討を目的として中小企業再生支援協議会へ支援要請し、第二会社方式による再建を目指すこととした。
- ・保証人は、代表者、前代表者（同族外）、前々代表者（代表者の親族）の3名。
- ・前々代表者の保証債務は中小企業再生支援協議会の支援を受けて整理した。一方、代表者及び前代表者は、中小企業再生支援協議会が関与しない関連会社に係る保証債務も負っていたこと、金融債権者が多数であったことから、より公平性、透明性を確保すべく裁判所が一定程度関与している特定調停を活用することとした。

2. 当該整理の具体的内容

- ・早期再生に伴う回収見込額は、法的整理の場合より約3,000万円増加。
 - ・保証人2名（代表者及び同族外の前代表者）については、特定調停により債務整理を行い、以下の資産を残存資産とした。
 - ①代表者：私財を返済に充てた上、破産手続における自由財産（99万円）を残存資産とした。なお、今後は従業員として新会社に留まり、また、残存資産に自宅は含まれていないものの、親族から提供を受けることができた。
 - ②前代表者（同族外）：代表就任期間中の当社の経営状況とその後の経営悪化との関連性が薄いこと等を総合的に勘案し、以下の資産を手元に残し、それ以外の資産を返済に充てた。
 - －自由財産 99万円及び一定期間の生計費約 250万円
 - －自宅及び火災保険、車両
 - －医師の診断書に基づく既往症治療資金（将来の高度医療費）約 1,200万円
- なお、当社に係る保証債務については、保証付で再生ファンドへ債権譲渡したことから、再生ファンドにおいて解除を行った。
- ・前々代表者（代表者の親族）については、中小企業再生支援協議会スキームに基づき保証債務を整理し、破産手続における自由財産（99万円以下）を残存資産とした。なお、残存資産に自宅は含まれていないものの、親族から提供を受けることができた。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例 4 2. 特定調停を活用して保証債務を整理した事例(1)

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ 建築業者である当社は、取引先からの受注低迷で事業の継続が困難な状況となっていたが、経営者とその配偶者（旧取締役）が多額の保証を行っていたため、事業の整理を決断することができずにいた。
- ・ 当行から、「経営者保証に関するガイドライン」を活用した場合、「早期に債務整理に着手した場合は一定期間の生計費等が残存資産に含まれる可能性があること」や「履行請求額には基準日以降の収入が含まれないこと」等を説明したところ、ガイドラインを活用したいとの申出あり。

2. 当該整理の具体的内容

- ・ 主債務の早期整理と同時にガイドラインに基づく保証債務の整理に着手した結果、配当見込額が増加し、保証人に資産を残せることとなった。保証債務の整理は特定調停手続を活用した。
- ・ 保証債務の整理の概要は以下の通り。
 - 主債務者は、破産申立により整理を行った。将来的に破産を申し立てた場合の配当見込額は0であるところ、早期に整理を行うことにより30百万円の破産配当が行われることとなり、債権者にとっての経済合理性が認められた。
 - 経営者は、資産を保有しておらず、保証債務全額を免除することとした。
 - 経営者の配偶者は、4百万円の資産のうち自家用自動車1百万円相当と生計費2百万円、計3百万円を残存資産とし、残額1百万円を弁済し、残存する保証債務について債務免除を受けることとなった。
 - 経営者および配偶者は保有する資産の内容を開示し、その正確性についての表明保証を行い、支援専門家である弁護士はその適正性についての確認を行っている。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例4-3. 特定調停を活用して保証債務を整理した事例(2)

(その他の金融機関)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ レストラン等を運営する当社は、競合の参入等により4期連続赤字に陥り、債務超過に転落したため、再生支援協議会の関与によりスポンサー選定のうえ、第二会社方式で再生を図ることとなった。
- ・ 保証人は、代表者と親族の経営する法人（以下、「法人保証人」という。）の2者であったが、代表者の保証債務については、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、特定調停による解決を進めることを提案した。
また、法人保証人については、日本弁護士連合会による特定調停のスキームを利用した債務整理を提案した。

2. 当該整理の具体的内容

- ・ 代表者の保証債務の整理に際し、保有資産合計52百万円（現預金3百万円、保険解約返戻金33百万円、有価証券3百万円、自宅12百万円）のうち、保険解約返戻金、有価証券、自宅を換価し、各行の残高に按分し弁済に充当した。なお、自宅は親族に売却し、当該親族から賃借することで保証人が引き続き居住できるようにした。現預金3百万円については、ガイドラインに基づき残存資産として手元に残し、残りの保証債務については免除した。
- ・ 早期再生に伴う債権者の回収見込額の増加額は99百万円（債務者の破産移行時との比較）であった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例4 4. 特定調停を活用して保証債務を整理した事例（3）

（地域銀行）

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・貸金業を主業とする協同組合である当組合は、貸金業法改正に伴う主業の低迷に加え、過払金の返還請求により、多額の損失を計上していた。そのため、クレジット事業を同業者へ譲渡し、譲渡代金を弁済に充当したが、多額の債務が残った。
- ・金融債権者らと協議の上、分割弁済を行うも、計画通りの弁済が困難な状況となり、再度債権者らとの協議を続けたが合意に至らず、その後は、弁済が可能な範囲内で債権者にプロラタでの返済を継続していた。
- ・主債務は理事7名と関連会社1社が保証していた。理事は各自が組合とは別の会社を経営しており、当初、主債務の法的整理には積極的ではなかったが、期限の利益の喪失をきっかけに「経営者保証に関するガイドライン」（以下G Lという）を活用して主債務と保証債務を一体で整理することとなった。
- ・当組合の理事らはみな地元の名士であり、各理事の経営する会社を存続させるためにも、資産の劣化が進む前に早期に当組合の債務整理を決断させる必要があった。

2. 当該整理の具体的内容

- ・本件では、債務者と関連会社が破産申立を行い、保証人6名はG Lを活用した特定調停での決着を図ることとなった。なお、保証人1名は理事を退任し破産していたことから個別に対応した。
- ・保証人の資産状況については、弁護士による詳細な調査が実施され、保証人はその内容について表明保証を行った。
- ・金融債務は5社で4億6,200万円であり、そのうち保証債務額は3億7,650万円。破産手続きが3年遅延した場合、手元資金が枯渇し、所有不動産の適切な維持管理ができず、多額の修繕費用が必要となるため、処分価格の大幅な下落等が予想されたことから、早期整理による回収見込額の増加額は約4,900万円。
- ・保証人の総資産は4,820万円であり、回収見込額の増加額の範囲内であったことから、極力資産を多く残すために、保証人の弁済額は各人10万円として保証債務の残額については免除することとし、G L手続き費用280万円を控除した4,480万円を残存資産とすることで調停は成立した。
- ・以上のとおり、G Lを活用して早期に組合の破綻処理に着手することで、資産を必要以上に毀損させず、破産手続きにおける自由財産以上の資産を保証人の手元に残すことが可能となるとともに、各理事が個別に経営する会社を存続させることができた。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

事例45. REVICを活用して保証債務を整理した事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経営・状況等

- ・ 小売業を営む当社グループは、事業拡大に伴う過大投資等により債務超過に転落。
- ・ メインバンクである当行は、当社が再生を図るためには、取引金融機関間の調整を行い、債権放棄を含む抜本的な金融支援が必要であると考え、地域経済活性化支援機構（以下、「REVIC」という。）を活用することが有効と判断し、当社と協議しREVICに相談を行った。

2. 当社整理の具体的内容

- ・ REVICでの再生支援決定後、債権放棄を含む抜本的な再建計画が提示され、取引全行が本計画に合意した。
- ・ 主債務者の支援スキームは以下の通り。
 - 当社グループの事業受皿会社として100%出資子会社を設立し、REVICが必要資金を出資するとともに新会社の全株式を取得。会社分割により当社グループの事業用資産等を新会社へ譲渡し、分割会社（旧会社）は、非事業用資産売却後に特別清算を行う。
 - 新会社の社長は外部から招聘するとともに、REVICから2名以上の取締役を派遣し、経営体制を強化。REVICによる人的支援の他、REVICと当行による資金支援の下で再生を図っていく計画。
- ・ 保証人（旧会社社長）の保証債務の整理の概要は以下の通り。
 - 保証人が、保有する財産に関する表明保証を行い、保証人と利害関係のない弁護士が確認を行った。一定期間の生計費に相当する資産及び自宅を残存資産とし、その他の資産で保証債務の一部履行を実施し、残存する保証債務について免除した。
- ・ メイン行として主導してREVICへ相談を行い、当社再建に積極的に取り組んだ結果、地元従業員の雇用維持に貢献したほか、「経営者保証に関するガイドライン」に基づいた対応により、保証人の生計維持および今後の再チャレンジに大きく寄与することとなった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

事例46. REVICの特定支援業務を活用して保証債務を整理した事例(1)

(その他の金融機関)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ 当組合は地元小売商店の振興のために尽力してきた協同組合であるが、地元小売商店の業績低迷に伴い、当組合の業績も低迷していたことから廃業を検討することとなった。
 - ・ 当行は、当組合から廃業へ向けた債務整理の相談を受け、保証人である組合理事の今後の生活にも配慮し、REVICの「特定支援業務」【※】の活用を提案し、当組合、保証人とともに支援申込を行った。
- 【※】「特定支援業務」とは、REVICが金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等を買取り、事業者の債務整理を行うと同時に、経営者の保証債務について「経営者保証に関するガイドライン」に従った整理手続きを行うもの。
経営者の再チャレンジ実現、中小企業の各ライフステージにおける新陳代謝、ひいては地域経済の活性化を促進することを目的としている。

2. 当該整理の具体的内容

- ・ 「特定支援業務」にかかる全国初の事案として、平成27年3月支援決定に至った。
- ・ 保証人Aは個人事業（商店）を営んでいたため、保証人Aの保有する資産を「個人事業（商店）に関わる資産」と「その他の資産」とに分類した。「その他の資産」は破産手続における自由財産の範囲内であったため、保証債務全額について保証免除を実施することとなった。
- ・ また、「個人事業（商店）に係る資産」については、当該事業に係る負債があり、債務超過であったこと、また、当該資産が事業継続に不可欠な資産である点を考慮し、全額を残存資産とした。
- ・ 本件により、当組合については、円滑な廃業を進めることが可能となり、保証人については、組合廃業に伴う保証債務の履行負担がなくなり、自身の個人事業に専心することが可能となった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

事例47. REVICの特定支援業務を活用して保証債務を整理した事例(2)

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経営・状況等

- ・ 小売業を営む当社は、店頭販売の不振と過大な債務により、単独での事業再生が困難な状況となったため、当行、当社、スポンサーの三者で、スポンサーへの事業譲渡を軸とした支援スキームの検討を開始した。
- ・ 取引金融機関の債権放棄が必要であったことから、REVICに相談し、特定支援業務を活用することとなった。

2. 当社整理の具体的内容

- ・ REVICでの支援決定後、債権放棄を含む再建計画が提示され、取引全行が本計画に合意した。
- ・ 主債務者の支援スキームは以下の通り。
 - 当社事業用資産をスポンサーへ譲渡。
 - 非事業用資産売却後にREVICが金融機関から債権を買い取り、当社は特別清算。
 - 当社従業員は、退職金等の清算後、スポンサーにて再雇用。
- ・ 保証人（代表者等）の保証債務の整理の概要は以下の通り。
 - 所有不動産の売却により保証債務を一部履行後、残存する保証債務について免除。
- ・ メイン行として主導してREVICへ相談を行い、事業継続に積極的に取り組んだ結果、地元従業員の雇用維持に貢献したほか、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、保証人の手元に一定期間の生計費等を残し、生計維持および今後の再チャレンジに大きく寄与することが出来た。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

事例48. REVICの特定支援業務を活用して保証債務を整理した事例(3)

(信用金庫)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ 印刷物関連事業を営む当社は、国内市場が縮小する中、得意先からの受注が減少し、過去の設備投資に係る借入金が増え、過剰債務となっていた。当金庫は、12年前から本部の経営改善サポート部署が直接関与してモニタリングや助言を実施してきたが、過剰債務の大幅な解消は困難だった。そのような中、主要得意先の発注方針変更により当社の受注が急激に落ち込み、今後の回復の見通しが不明なことから事業継続を断念し、当金庫に対し、自己破産の相談があった。
- ・ 2014年10月、関東財務局主催の勉強会において、REVICの特定支援業務に関する説明を受けたことから、本件取組を積極的に検討することになった。

2. 当該整理の具体的内容

- ・ 当金庫は、REVICに対し、経営者が自己破産をせず、当社が円滑に廃業することができないか事前相談を行い、その可能性を確認した。
- ・ 経営者と一緒に廃業スケジュールを検討する中でいくつもの課題を乗り越えなければならなかったが、各分野の専門家との連携及びサポートにより実行することが可能となった。従業員の処遇については社会保険労務士、不動産売却については不動産仲介業者が親身になって協力してくれた。当金庫も機械買取業者の紹介や廃業後の生活拠点の相談、買掛金・未払金の清算を含む資金繰り管理など様々なサポートを実施した。それぞれの課題を解決し現実的な債務整理及び廃業の目処が立ったことから、特定支援の申込みを行い、REVICにおいて本件に関する支援が正式に決定された。

【当該取組みの成果】

- ・ 経営者が自己破産することなく、当社が円滑に廃業することができ、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき経営者の手元に一定期間の生計費等を残し、今後の再チャレンジに向けた生活基盤を確保できる見通しである。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

事例49. REVICの特定支援業務を活用して保証債務を整理した事例(4)

(信用金庫)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・地元テキスタイルの老舗である当社は、幅広い素材を手掛け、大手アパレル企業中心に販売基盤を確立していたが、安価な輸入品との競合により売上が減少、5期連続赤字となり大幅な債務超過に陥った。
- ・メインバンクである当金庫は、早期の事業譲渡等を行うことにより、当社の事業や従業員の雇用を維持するとともに経営者の再チャレンジを進めやすくするためREVICの「特定支援業務」の活用を提案し、当社と協議の上でREVICに相談を行った。

2. 当該整理の具体的内容

- ・本件は第三者支援による事業継続が見込まれることから、代表者同士面識があった当社の仕入れ先企業に対し支援の要請を行ったところ、当該仕入れ先企業は当社の販売基盤に魅力を感じていたこともあり、スポンサーとして支援することになった。スポンサーが決まったことを踏まえて、保証人の再チャレンジのほか、従業員の雇用確保の実現に向けてREVICでの特定支援が決定し、債権放棄を含む弁済計画が提示され、取引全行が本計画に合意した。
- ・主債務者の支援スキームは以下の通り。
 - 事業の全部をスポンサーが新設した企業に譲渡。
 - 非事業性の保有資産は換価・処分等を行い、対象債権者へ弁済。残余の対象債権については特別清算手続において債権放棄。
 - 従業員は、希望者全員が事業譲渡先で新規雇用。
- ・保証人（代表者等）の保証債務の整理の概要は以下の通り。
 - 保証人（2名）のうち1名は、当該事業者の事業譲渡先にて顧問として再就職。残る1名も、不動産管理会社に再就職となる。保証人の資産のうち、自宅については担保物件のため売却により債務の弁済に充当するものの、一定の生計費のほか、転居費用などを考慮し生活基盤の確保に必要な現預金等を残存資産とした。
 - ①保証人A：保有資産として自宅（時価30百万円程度、事業者借入のために担保提供）、金融資産（現預金、保険、株式等）12百万円程度のうち、自宅を売却し売却代金を担保権者に弁済。その上で経営者保証ガイドラインにおける今後の生活費用等（自宅処分に伴い必要となる転居費、医療費等を含む）である520万円程度を残存資産とした。
 - ②保証人B：自宅は非所有、保有財産として金融資産（現預金、保険）1百万円程度及び自家用車（ローン超過）の全てを残存資産とした。

IV. 保証債務の整理に関する事例

その他

事例50. 事業再生ADRを活用して保証債務を整理した事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・当社は、宿泊業者であり、過去、多額の資金を投じ設備投資や事業の多角化を行ったものの、企図した投資効果を得られずに過剰債務・債務超過に陥った。
- ・その後、一定のキャッシュフローの創出はできていたが、事業価値を維持するための設備投資資金の調達が困難であることや競争環境が厳しくなったこと等から、自主再建は困難と判断されたため、メインの地元銀行から抜本的改善スキームの必要性を説明し、事業再生ADRを活用した事業再生計画の策定に着手した。

2. 当該整理の具体的内容

- ・スポンサーから出資・貸付により拠出を受けた資金を金融債務の一部弁済に充て、残りは債務免除を受けることで再建を図ることとなった。事業再生計画の概要は以下のとおり。
 - 金融機関の債権(うち大半を経営者が連帯保証)について、スポンサーからの出資・貸付、不動産の売却等、経営者の保証履行で一部を弁済し、残りの債務については免除した。
- ・経営者の保証債務については、「経営者保証に関するガイドライン」に即して、以下のような形で保証債務の免除を行うこととした。
 - 保証人が保有資産の内容を開示するとともに、その正確性について表明保証を行い、支援専門家である弁護士がその適正性について確認を行った旨の報告書の提出を行った。
 - 保証人が、表明保証を行った資力の状況が事実と異なる場合には追加弁済を行う旨を表明した。
 - 早期再生に伴う回収見込額の増加額は、スポンサーからの出資・貸付により主たる債務の一部弁済に充てた金額であった。
 - 保証人の退職金により、保証債務の一部を履行した。
 - 保証人の残存資産については、以下のとおりとした。
 - －破産手続の自由財産に相当する現預金
 - －生命保険を解約した場合の返戻金(破産手続においても自由財産として認められる可能性が高いことを考慮)
 - －自宅(華美とは認められず、今後の生活の維持を考慮)
- ・生命保険の解約返戻金のほか、自宅を残存資産として保証人に残したことにより、その後の保証人の生活再建に大きく寄与することとなった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

その他

事例5 1. 主債務の民事再生手続の終結後に保証債務を整理した事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・当社は、同業者との競合による減収傾向に加え、設備に伴う借入金負担が重く、資金繰りが逼迫していた。取引金融機関による元本返済猶予の資金繰り支援の下、収益の改善を目指したが、自力での再生は困難と判断し、民事再生手続開始の申立を行った。
- ・経営者の保証債務については、別途整理を行うこととされていたが、民事再生手続の係属中に「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始が決定したことから、ガイドラインを適用した保証債務の整理の申出があった。

2. 当該整理の具体的内容

【主たる債務の整理の概要】

- ・民事再生手続において、県外業者をスポンサーとした事業譲渡型の再生計画案が認可され、再生計画の遂行により再生手続は終了した。

【保証債務の整理の概要】

- ・保証人の一人は、金融債権のほか、リース債権、一般債権についても保証債務を負っており、代理人弁護士により金融機関に対する債務整理案の説明会が開催された。もう一人の保証人は、当行に対してのみ経営者保証を行っていた。
- ・本件は、主たる債務の整理終結後に保証債務の整理を行ったため、自由財産の範囲（現預金100万円）を超えて保証人に資産を残すことができない事案であったが、保証人にとっては、自宅に住み続けることができることや、債務整理を行った事実等が信用情報登録機関に登録されないことなどのメリットがあるため、ガイドラインを活用して保証債務の整理を行うこととなった。
- ・なお、自宅は、住宅ローンが残存しており、換価して当該住宅ローンの弁済に充当しても住宅ローン債務が残存し、保証債務の弁済原資とはならないことから、引き続き約定弁済を継続し、住み続けることができることとなった。